

## 告示

### 埼玉県告示第千百六十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十五条第一項の規定により、指定猟法として鉛散弾を使用する猟法を定め、次のとおり指定猟法禁止区域を指定する。

平成二十九年十月二十七日

埼玉県知事 上田清司

#### 一 名称

入間川指定猟法禁止区域

#### 二 区域

川越市大字府川地内における主要地方道川越栗橋線と一級河川入間川右岸堤防堤内法下との交点を起点とし、同地点から同右岸堤防堤内法下に沿って南東に進み、主要地方道川越上尾線との交点に至り、同地点から同地方道に沿って東に進み、一級河川荒川右岸堤防堤内法下との交点に至り、同地点から同右岸堤防堤内法下に沿って北に進み、一級河川入間川左岸堤防堤内法下との交点に至り、同地点から同左岸堤防堤内法下に沿って西に進み、一般国道二百五十四号との交点に至り、同地点から同国道に沿って南に進み、入間川・小畔川背割堤の川島町側法下との交点に至り、同地点から同背割堤の川島町側法下に沿って東に進み、入間川・越辺川背割堤の川島町側法下との接点に至り、同地点から同背割堤の川島町側法下に沿って東に進み、主要地方道川越栗橋線との交点に至り、同地点から同地方道に沿って南に進み、起点に至る線で囲まれた区域。（面積三百六十六・八ヘクタール）

#### 三 存続期間

平成二十九年十一月一日から無期限

#### 四 禁止に係る指定猟法

鉛散弾を使用する猟法